

新型コロナウイルス感染症特別貸付に関するQ&A

(令和2年10月1日現在)

(新たに追加したものは黄色で表示しています。)

<制度融資等について>

Q1 新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要を教えてください。 令和2年7月1日改正

A 新型コロナウイルス感染症の影響により、最近の売上が前年比、又は前々年比▲5%以上減少し、資金繰りに支障を来している中小企業組合の組合員の方にご利用頂ける制度融資です。(業歴の浅い方などはQ2をご参照下さい)

ご融資限度額(※1)は元高 20 億円以内、残高 6 億円以内(※2)です。利子補給制度の適用には、別途限度額がございます。

(※1)元高とは当初貸出額です。また、ご融資限度額は日本政策投資銀行との合算運用となります。

(※2)令和2年度第2次補正予算を受け、令和2年7月1日からご融資限度額が3億円から6億円に拡充されました。

Q2 創業から6か月で前年との比較ができない場合や、合併をした場合などの前年同期と単純に比較ができない場合はどうしたら良いですか。 令和2年4月9日追加

A 以下のいずれかの場合は、最近1ヶ月の売上がa~cいずれかと比較して5%以上減少している方が制度の対象となります。

①業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合

②店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業

(ベンチャー・スタートアップ企業を含む)などの前年(前々年)同期と単純に比較できない場合

- a. 過去3ヶ月(最近1ヶ月を含む。)の平均売上高
- b. 令和元年12月の売上高
- c. 令和元年10月~12月の売上高平均額

Q3 ご利用いただける方は「最近1ヵ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方」とされていますが、前年および前々年の同期は、店舗の建替期間中であり売上が発生しなかったため、最近1ヵ月の売上高と前年および前々年の同期の売上高とを比較しても5%以上減少していません。現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているのですが、このような場合は、新型コロナウイルス感染症特別貸付は利用できないのでしょうか。 令和2年10月1日追加

A 前年または前々年の同期における売上高が自然災害や事業者本人の怪我・病気、店舗の建替など特殊事情の影響を受けている場合は、一定の要件に合致すれば最近1ヵ月の売上高と特殊事情の影響を受ける前の直近の同期の売上高とを比較できますので、お申込やご面談の際にご相談ください。

<無利子化・利子補給について>

Q4 新型コロナウイルス感染症特別貸付は、特別利子補給制度により「実質的に無利子になる」と聞きましたが、概要を教えてください。 令和2年10月1日改正

A 特別利子補給制度は、新型コロナウイルス感染症特別貸付の中小企業等向け制度をご利用いただき、一定の水準以上の影響を受けている方を対象に措置される独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成金制度です。特別利子補給制度が適用されることにより、貸付は実質的に無利子となります。特別利子補給制度の要件等の制度詳細については、中小企業庁及び独立行政法人中小企業基盤整備機構のホームページでご確認いただくか、新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局(独立行政法人中小企業基盤整備機構)までお問い合わせください。尚、当金庫から貸付を受けている方への特別利子補給制度申請書の発送は、2020年10月中旬頃から新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局(独立行政法人中小企業基盤整備機構)より順次行われる予定です。

また、特別利子補給制度の円滑な実施のため、新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局(独立行政法人中小企業基盤整備機構)と当金庫との間で、制度の対象となる新型コロナウイルス感染症特別貸付を受けた方の情報を共有させていただくこととなりますので、予めご了承ください。なお、貸付に関する情報は、特別利子補給制度以外の目的には利用しません。

新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

(電話番号) 0570-060515 (受付時間: 平日・土日祝日 9時~17時)

<融資資格について>

Q5 取引を開始するにあたり、必要条件があれば教えてください。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付のご利用には、Q1に記載の要件を満たす必要があります。加えて、当金庫では、株主である中小企業の組合と、その組合員の皆さまをご融資の対象としています。未加入の場合には、借入申込時にご相談下さい。

また、ご融資には審査があります。審査の結果、ご融資できない場合があります。

<融資審査と中長期的業況回復の見通しについて> 令和2年5月18日改正

Q6 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていれば制度融資を受けられるのか。

A 新型コロナウイルス感染症特別貸付のご利用には、中長期的に業況の回復が見込まれる方、という要件を満たすことが必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたとしても、今回の新型コロナウイルス感染症に係る事象の発生の前から経営状態が悪化している等で中長期的な業況の回復が見通せないお客様は、当金庫の融資判断によりお客様の希望通りの条件とならない場合や、本制度を利用いただけない場合がございます。

<過去に法的整理・延滞等が生じた方について>令和2年5月29日改正

Q7 法的整理や借入金の延滞等が生じたことがある場合、それらが解消しても全て制度の対象外となるのか。

A 従来は法的整理や借入金の延滞、取引停止処分や差押等が生じたことがある場合、それが解消されていても制度の対象外となっておりましたが、制度が改正されました。制度改正後は、過去に上記事項等に該当していた方も本制度の対象となります。ただし、他の事由により対象外となる場合がございます。詳細は、個別に窓口等でご相談ください。

<必要な書類について> 令和2年3月24日追加

Q8 決算書を作成していない個人事業主の場合、どのような書類を提出すればよいですか。

A 個人事業主の場合(法人格を有さない場合)、決算書(写)に代えて確定申告書の直近3期分をご提出下さい。

Q9 試算表を作成していない場合、売上を確認するための資料はどうすれば良いですか。

A 制度要件である売上減少が確認できる資料として、試算表のほか、売上帳、売上台帳等が考えられます。これら以外でも、決算や税務申告(確定申告)の基礎となる資料として、定期的に継続して作成している計表なども確認するための資料になり得る場合がありますので、個別に窓口でご相談下さい。

<新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について> 令和2年4月9日追加(4月28日 窓口電話番号更新)

Q10 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、民間金融機関の融資も「実質無利子化」になると公表されていますが、詳細を教えてください。

A 申し訳ございませんが、民間金融機関融資の「実質無利子化」に関する詳しい情報は、当金庫ではお答えしかねますので、恐れ入りますが、中小企業庁の相談窓口(0570-783-183)にお問い合わせ下さい。

Q11 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、中小・小規模事業者等に対する新たな給付金(持続化給付金)が、公表されていますが、詳細を教えてください。

A 申し訳ございませんが、中小・小規模事業者等に対する給付金に関する詳しい情報は、当金庫ではお答えしかねますので、恐れ入りますが、中小企業庁の相談窓口(0570-783-183)にお問い合わせ下さい。

Q12 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、既存債務の借換制度が公表されていますが、詳細を教えてください。 令和2年6月17日修正

A 借換制度については、令和2年度補正予算の成立に伴い、取扱いを開始しました。
なお、借換の対象は当金庫の過去の危機対応融資であり、プロパー融資は対象となりません。
また、その他の要件等もあり、審査によりご利用になれない場合がございます。
詳細は、お取引のある店舗にご確認下さい。